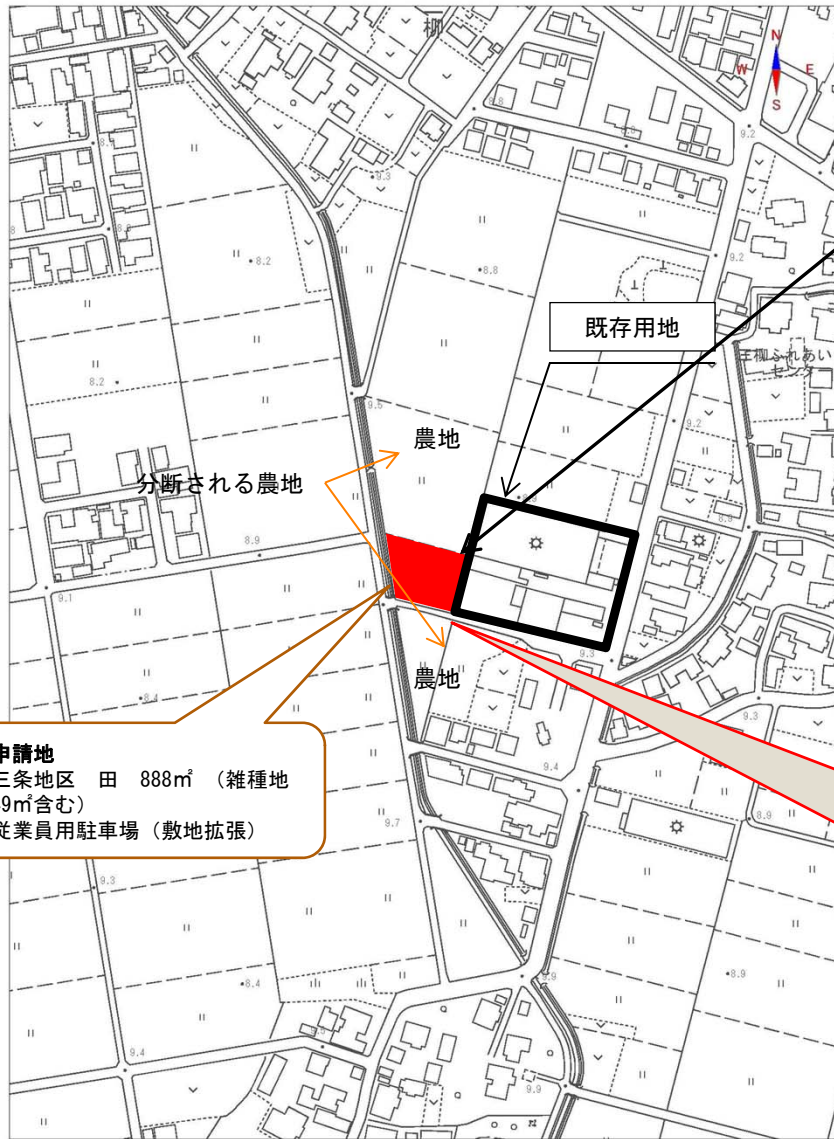


三条市における農地転用等に係る支障事例 「農振除外」の場合～事例2



申請地
 三条地区 田 888㎡ (雑種地
 49㎡含む)
 従業員用駐車場 (敷地拡張)

既存用地の隣接地での駐車場敷地を希望したものであるが、5要件の適合性について協議が難航し、許可まで1年半の歳月がかかった。



申請地

分断される農地については作付けがされていないことから、実際の耕作への影響がないにもかかわらず、**県からは分断される農地の耕作への支障等を指摘された。**

(中央) 1/2000

0 10 100m

三条市における農地転用等に係る支障事例「農地転用」の場合

処理件数の推移

●農地転用件数		
年度	件数	面積(m ²)
20	98	121,019
21	82	57,783
22	89	79,520
23	62	44,223
24	93	95,608

5年平均で年間85件、79,631m²を許可

- 県農業会議への諮問により約2週間の期間が必要
- 県内市町村の案件が県農業会議を經由
⇒ 審査の形骸化も懸念

三条市の土地利用

三条市総合計画（平成19年3月策定）

地域特性を十分に踏まえながら、市街地の形成と都市機能を集積した土地利用と、河川、丘陵、山岳地、優良農地などの保全に配慮した土地利用とが調和した魅力ある都市空間の形成をめざし、**計画的・効率的な土地利用の実現を図っていきます。**

都市計画マスタープラン（平成20年3月策定）

農業は、本市産業の重要な柱の一つであり、農地は景観形成、環境保全など多様な機能を有していることから、農用地区域をはじめとする**優良農地の無秩序な転用等を防止し、生産環境の適切な保全方策を講じることとします。**

新市建設計画（平成16年10月策定）

農用地については、良好な営農環境を確保するため、無秩序な転用を防止するとともに、農業生産基盤の整備を進めます。また、住宅開発などによる**市街地のスプロール化を抑制し、豊かな田園環境の形成に努めます。**

農業地域内にある集落地については、生活環境施設や生活道路の整備を進めるとともに、快適で風情ある集落環境を保全します。

三条市の農業に対する施策

第2次三条市農業活性化プラン等の推進

ソフト事業①

優良農地を保全するため、農地・水保全管理支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払事業を実施している。

H25
農地・水：15組織、102,598千円
中山間：22協定、30,604千円
環境保全：30件、5,762千円

学校給食では地元産米を利用した完全米飯給食の実施



農家の「所得向上」と「担い手の充実」をキーワードとして様々な施策を展開している。

燕三条ブランドとして畑の朝カフェの実施



活性化プランの推進により、意欲ある農業者の育成や新たなビジネスモデルの創出が実現しつつある。

三条市の農業に対する施策

ソフト事業②

担い手の充実

意欲ある農業者の育成

「農業担い手育成塾」の創設

農業者の研修の場を創設し、営農ノウハウの習得と実践を図るもの

- ・インターネット活用法
- ・PRツールの作成
- ・販売戦略マップ



地場農産物への愛着強化

地産地消推進店認定（現在140店）

地産地消ラベルシール推進



所得の向上

道の駅等での産物物販売によって、農家所得の向上を図っている。

イベント：H25.11.4（月）

小松シェフ×三条産食材×若手農業者
三条産の食材を用いたイタリア料理の食事会



新たな日常販路の確立

振り売り支援事業

農産物の買い物が困難な地区に軽トラック等を活用した「移動販売」の実施を支援するもの



庭先集荷流通事業

中山間地等において、生産者からの集荷を進め、直売所等で販売を行うもの

